

令和6年度 第3回 江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時:令和6年8月27日(火)14時00分～16時28分

場 所:江別市民会館 32号

出席委員:8名

藤本直樹(委員長)、星優子(副委員長)、石垣巧、小内純子、工藤多希子、
成田騎信、中井和夫、本間燦爾

欠席委員:0名

事務局:5名

近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、
中住市民生活課市民協働担当参事、工藤市民生活課市民協働担当主査、
佐藤市民生活課市民協働担当主事

傍聴者:1名

次 第: 1 開会

2 議事

(1)自治基本条例アンケートの結果について

(2)各章・各条項の現状評価と課題について

3 その他

4 閉会

開 会 前	事務局より資料の確認及び、傍聴者入場
藤本委員長	<p>令和6年度第3回江別市自治基本条例検討委員会を開催します。 はじめに、7月に開催した第2回委員会では、結論が出ずに持ち越しとなった論点がいくつかありましたが、これらは、一通り全ての条項を検討した後、後日、一括で検討したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
藤本委員長	<p>それでは、次第に即して、議事を進めます。 次第「2 議事」の「(1)自治基本条例アンケートの結果について」報告願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>参考資料7をご覧ください。 令和6年度江別市自治基本条例アンケートの集計結果がまとまりましたので、報告いたします。 まず、アンケート回収状況ですが、回答率は36.9%。 このうち、Web回答は122人、全体の22%です。 1ページから14ページまで、選択形式に対する回答結果を記載しています。 設問ごとの記載例として、1ページの問3をご覧ください。 はじめに、選択肢ごとの回答者数とその割合を記載。また、令和2年度に実施したアンケートに同様の設問があるのは、これと対比させ、その右側には割合のグラフを掲載しています。 さらにその下のグラフですが、複数の選択肢を選ばない設問には、年代別のクロス集計を掲載しています。 次に、15ページをご覧ください。 問4をはじめ、記述欄を設けた設問に対する回答を記載しています。 記載にあたっては、内容が重複するもの、設問に関係のない回答は省略し、25ページまで設問順に掲載しています。 参考資料7は、当委員会の審議を自治基本条例の条項ごとに進めていく中で、関連する箇所を参照する形で活用いたします。</p> <p>次に、検討資料2をご覧ください。 令和2年度に設置した検討委員会からは、自治基本条例の認知度に関する提言をいただいておりますが、自治基本条例の中には、認知度を規定した条項、条文はないことから、認知度に関する取組状況等を個別に審議するための資料として、アンケートの集計結果がまとまったタイミングに合わせて、まとめたものです。 資料の上段、「令和3年9月 提言内容」ですが、若い年代に関心を持ってもらえるよう、地域活動において、市内の学生が活躍できるような工夫が必要。 小中学生を対象に行っている早朝ミニ講座は、子どもから家族への広がりが期待できることから、継続が必要。 多くの市民に条例を知ってもらうためには、解説書とは別に、わかりやすい媒体の作成が効果的。 市民のアイデアを取り入れ、大切な条例であることが一目でわかるリーフレットの作成。 自治基本条例の必要性、メリット、デメリットを情報発信することで、市民参加・協働</p>

	<p>にもつながる、との提言を受けました。</p> <p>提言を踏まえた、主な取組事例として、学生ボランティアの活用等に取り組みました。別添資料2-1をご覧ください。</p> <p>市内4大学の学生ボランティアが道内8つの自治体での地域活動に参画できるよう、マッチングの支援を行う「ジモガク」の例です。</p> <p>別添資料2-2をご覧ください。</p> <p>未来のまちづくりの担い手となる子どもたちに協働を知ってもらうため、小学校4年生と中学校2年生を対象に実施した、早朝ミニ講座の例です。実施状況は、資料のようにホームページで周知しています。</p> <p>参考資料2をご覧ください。</p> <p>令和4年度にまちづくり活動に参加している市民、大学生、デザイナーら7名の協力を経て作成したパンフレットです。</p> <p>参考資料3をご覧ください。</p> <p>同じく市民グループの協力を得て、令和3年度に作成したリーフレットです。</p> <p>参考資料7・アンケート結果には、認知度に関する4つの設問があります。</p> <p>はじめに問3、「江別市自治基本条例を知っていますか」の設問に対し、「内容までよく知っている」「ある程度知っている」「名前は聞いたことがある」を合わせた割合は38.3%で、R2 とほぼ同じ結果となりました。</p> <p>次に、問4「自治基本条例を何で知りましたか」の設問では、「広報えべつ」が62.3%で最も高く、次いで「市のパンフレットやリーフレット」が22.2%、「市のホームページ」が12.7%となりました。</p> <p>令和2年度のアンケートとの比較では、回答が多かった順番は同じですが、「広報えべつ」のポイントが下がり、「パンフレット・リーフレット」「ホームページ」のポイントが上がりました。</p> <p>問5「江別市自治基本条例のパンフレット」、このパンフレットは、参考資料2のパンフレットですが、「大変わかりやすい」、または「わかりやすい」と回答した割合は44.5%、「普通」を合わせると91.5%となりました。</p> <p>問6「自治基本条例のリーフレット」、このリーフレットは、参考資料3のリーフレットですが、「大変わかりやすい」、または「わかりやすい」と回答した割合が44.5%、「普通」を合わせると91.5%となりました。</p> <p>検討資料2にお戻りください。</p> <p>下段の右側、「市の自己評価」ですが、アンケート結果から、年代別では、若年層の認知度は向上している一方、市民の約6割には、自治基本条例が知られていないことから、今後も継続して周知に取り組んでいく必要があるものと考えます。</p>
藤本委員長	事務局から説明がありましたが、質問、意見等ありますか。
中井委員	<p>参考資料7・アンケート結果の問3に、若年層の認知度に関する記載がありますが、確かに若年層の認知度は上がったのかもしれませんが。</p> <p>一方で、30代から60代には、「まったく知らない」と回答した方が約7割いるということが、認知度についての最大の問題と考えます。</p> <p>これまでの自治基本条例の周知の方法について間違っているとは言わないですが、あまりにも若年層に偏った周知をしていると思います。</p>
藤本委員長	<p>そのほかに認知度、あるいはアンケート結果について、意見、質問等ありますか。</p> <p>(なし)</p>

藤本委員長	<p>次に次第「2 議事」の「(2)各章・各条項の現状評価と課題について」に入ります。 第2回委員会で予定していた、第4章「市長及び職員」からはじめ、第5章、第6章と進めます。 まず、第4章「市長及び職員」について、説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>検討資料1の9ページをご覧ください。 第4章は、市長及び職員の役割を規定しており、第11条には、市長は市の代表者として、市民自治のまちづくりを推進しなければならないこと、市政に関する情報をわかりやすく説明しなければならないこと、職員の能力向上と効率的な組織運営に努めることなどが定められています。 令和2年度に設置した検討委員会からは、第10条と同様に、市民の信託という表記が有権者としての市民を指すものと解釈できることから、第2条で定義する広い意味での市民との整合性が図られるように解説で説明が必要との提言がありました。 提言を受け、主な取組事例として「解説書の改訂」を行いました。 別添資料1-9をご覧ください。 自治基本条例「条文と解説」のうち、第1条にかかる部分の改訂前と改訂後を対比させたものです。 市民の信託という表記は、第1条にもあることから、解説の下線部のとおり「信託」についての説明を加えました。 別添資料1-11をご覧ください。 自治基本条例「条文と解説」のうち、第11条にかかる部分の改訂前と改訂後を対比されたものです。提言に基づき、矢印の下のように改訂しました。 このほか、第11条に関する取組としまして、別添資料1-12をご覧ください。 令和5年度からスタートした市長との意見交換の場である「未来づくり懇談会」について、市のホームページを印刷したものです。 資料では、第6回までの実施となっていますが、令和6年6月26日に市内医療従事者と第7回懇談会の実施。令和6年7月11日に野幌地区5自治会と第8回懇談会が実施されています。 別添資料1-13をご覧ください。 第11条第4項に規定する職員の能力向上に関し、江別市人材育成基本方針を定めております。資料は、令和5年度改訂版です。 検討資料1の9ページにお戻りください。 「主な取組事例」の欄の下から3行に記載のとおり、定例記者発表による情報提供や職員研修などを行っています。 第11条に関するアンケート項目はありません。 「市の自己評価」としては、検討委員会の提言に沿った形で解説書の見直しを行うことができたものと考えています。 また、第11条の趣旨に沿って、江別市人材育成基本方針を改訂し、これに基づく職員の能力向上を図っているものと考えています。 検討資料1の10ページをご覧ください。 第12条では、職員の役割と責務として、職員は、自治基本条例を遵守して市民の視点に立って職務の遂行に当たらなければならないこと、また、必要な能力の向上に努めなければならないことを定めています。 令和2年度に設置した検討委員会からは、市職員のほぼ全員が条例の存在を認知していても、知っているだけでなく、理解して業務に生かすことが重要なので、研修等の内容をさらに工夫していく必要があるとの提言を受けました。 これを受け、「主な取組事例」としては、採用後6か月の職員に向けて、自治基本条例の研修を実施しました。</p>

	<p>別添資料1-14をご覧ください。 新人職員研修で使用したパワーポイント資料です。 検討資料1の10ページにお戻り願います。 その他の取組事例として、5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修の実施のほか、9ページの再掲ですが、自己研修の支援、職場研修、職場外研修を行っています。</p> <p>第12条に関するアンケート項目はありません。 「市の自己評価」ですが、別添資料1-15をご覧ください。 市民自治の推進に関して、職員を対象として実施したアンケートの集計結果を、提言前の令和3年と提言後の令和6年で対比してまとめたものです。 条例の認知度を尋ねる問1では、令和3年、令和6年ともに、97%を超える非常に高い水準であり、研修や職員周知の取組が一定の成果を上げていると考えます。 一方で、問2の条例の内容を理解し、基本理念等を意識して職務を遂行している職員の割合は、令和3年、令和6年ともに5割程度にとどまっていることから、今後も職員の理解と意識向上を図るための取組を継続していく必要があると考えます。</p>
藤本委員長	<p>第4章は、第11条と第12条で、市民自治・市民協働を進めるために、市長及び職員について規定しています。 検討資料1に添って1ページごとに確認していきます。 まず、第11条「市長の役割と責務」ですが、第2回委員会では、第1条と第10条に記載されている「信託」という表記について、条文の解釈や解説に関する議論がありました。結論に至らず、後日、再検討することとなりました。 これと同じ、「信託」の表記が、第11条にもあるので、この点も踏まえ、意見等ありますか。</p>
小内委員	<p>第2回委員会では、別添資料1-9の「自治基本条例条文と解説(令和4年3月改訂)」の下線部がわかりにくいという議論がありました。 このときの議論を振り返ると、「選挙によって市長及び議員が選ばれるということにかぎらず」の意味は、事務局からの説明を受けてようやく理解できましたが、このままではわかりにくいと思いますので、表現の工夫が必要と思います。</p>
藤本委員長	<p>第2回委員会では、わかりにくい、もしくは、言葉が多すぎてわかりにくくなっているかもしれないなどの意見がありました。 また、「選挙によって選ばれる」という言葉を外し、後半の「信託して任せることを意味しています。」を強調した方がいいのではないかとの意見もありました。 こうした意見に対し、私と事務局で、修正のたたき台となるような素案をいくつか考えた上で、再検討することとして、一旦保留となっています。 そのほか、各委員から意見等ありますか。</p>
中井委員	<p>第11条では、市長の責務の役割と責務を規定し、第4項では市長の補助機関として職員のことにも触れています。 これに加えて、次の第12条では、市の職員の役割と責務を定めていますが、市長の補助機関である市職員のことにもわざわざ条文を設ける必要はなく、第12条は不要と思います。 令和2年度に設置された検討委員会での議論の経過や、また、本委員会には、法律に詳しい委員もおられるので、ぜひ、このことについて意見を伺いたい。</p>
藤本委員長	<p>中井委員の指摘は、第11条と第12条は必ずしも分ける必要がなく、むしろ第12条は</p>

	不要ではないかという意見ですか。
中井委員	はい。
藤本委員長	私の理解としては、第11条は、選挙によって選ばれたというニュアンスで、市民から信託を受けた、市の代表者としての市長の役割と責務を明記している。 一方、第12条は、行政機関である市の執行役としての職員について規定しており、これは、選挙で市民からの信託を受けたということは当てはまらない。 また、市長が変わったとしても、行政の執行役としての職員の役割と責務は変わらないものと解釈できるので、2つの条項が異なる記述で設けられていても構わないと理解しています。 法律に詳しい見地から、成田委員はどうお考えですか。
成田委員	条文の構成として矛盾している内容であれば、どちらかを削除することになると思いますが、委員長のご意見のとおり、第11条は、選挙で選ばれた市長のことを規定し、第12条は、それとは別に職員のことを規定しており、法律上は矛盾をしないので、個人的には違和感はありません。
藤本委員長	事務局の見解をお聞きします。
事務局 (中住参事)	条例策定当時の状況や議論について資料を確認したところ、検討当初の「市民懇話会」での議論から、市長の役割と職員の役割を、分けて、条建てにすることを想定していたと見受けられます。 その後、「制定委員会」における議論では、第11条と第12条を一緒にする、或いは、どちらかを削除すべきといった議論が行われた経過は見当たりません。よって、市長と職員の役割と責務に関する2つの条文を設けることが相当という判断の下で議論が進められたものと考えます。
中井委員	第11条第4項では、「市長は、補助機関である職員の」と明記しています。 ですから、補助機関である職員の責務や責任を定める必要がどこまであるのか。 第12条は矛盾していて重複規定であると考えます。
小内委員	厳密には、職員は補助機関であるかもしれませんが、しかし、市民から見れば職員が、補助機関では困ります。 職員には、市民をしっかりと見て職務を行ってほしいので、私はむしろ、第12条が非常に重要で、条文はこのままでいいと考えます。
藤本委員長	成田委員、小内委員から意見がありましたが、中井委員はいかがですか。
中井委員	市長と職員の条文が別建てであっても差し支えないというのが皆さんの意見であれば、仕方がないと思います。
藤本委員長	私は、第11条第4項「補助機関である職員」の補助機関とは、市職員の立場を表現したもので、第12条は、個々の職員が、どのような意識で職務に臨まなくてはならないかということを規定していると理解しています。 第12条の条文を改めて確認すると、職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立つて公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない、また、市民自治によるまちづくりを推進するために、能力向上に努めなければならないということを、改めて明記、宣言

	<p>していると解釈すると、第12条がなくていいとは思えず、条項を設けて職員の意識を規定することは悪くないと思いますが、中井委員いかがですか。</p>
中井委員	<p>第11条と第12条が別々にあることが法的な構成として差し支えないということであれば、構いません。</p>
藤本委員長	<p>中井委員としては、納得はしていないが、他の委員の意見は理解できたということによろしいですか。</p>
中井委員	<p>はい。</p>
藤本委員長	<p>そのほか、今の内容に関連していても構いませんし、第11条及び第12条について意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>ただいまの議論に関連して、「条文と解説」の中に、第12条の解説に修正を加える必要があるか等は、最終的な確認段階で、再度、皆さんに相談したいと思います。</p> <p>それでは第11条、第12条は終了とします。</p> <p>次に第5章「行政運営」を説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>第5章は、検討資料1では6ページに及ぶことから、2ページ毎に説明します。</p> <p>はじめに、検討資料1の11ページをご覧ください。</p> <p>「第5章 行政運営」のうち、第13条では、市は総合的、計画的な行政運営のため、総合計画を策定するものとし、策定に当たっての市民参加推進、達成目標や進行状況に関する情報開示、必要に応じた見直しなどを定めています。</p> <p>令和2年度に設置した検討委員会からは、総合計画の内容及び進行状況に関して、アンケート等で把握する必要があるとの提言を受けました。</p> <p>次に、「主な取組事例」ですが、提言を踏まえた市の取組として、第6次総合計画の進捗状況確認アンケートを実施し、第7次総合計画への反映を行いました。</p> <p>別添資料1-16をご覧ください。</p> <p>6次総計に関するアンケート結果を市のホームページで公表した事例です。</p> <p>資料の下段には、まちづくり市民アンケートのうち、「市政に関する情報、広報の提供について」の設問を抜粋して掲載しています。</p> <p>参考資料8「第7次江別市総合計画」18ページをご覧ください。</p> <p>第7次総合計画の策定にあたっては、市民意見を把握するための市民アンケート調査や高校生Webアンケート調査などを実施しました。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>自治基本条例第13条に関するその他の取組事例として「えべつ未来づくりミーティング」を開催しています。</p> <p>59ページをご覧ください。</p> <p>「6 江別市行政審議会での審議経過」とおり、行政審議会を開催しています。</p> <p>別添資料1-17「令和6年度絵で見る江別市予算案」をご覧ください。</p> <p>「目次 第2編」に記載のとおり、総合計画の政策順で主要な事業を説明する形式としています。</p> <p>検討資料1の11ページにお戻りください。</p> <p>第13条に関するアンケート項目はありません。</p> <p>「市の自己評価」としては、第6次総合計画の進行状況を図るためにアンケートを实</p>

	<p>施したほか、第7次総合計画策定の際には、情報提供に関する設問を設けて市民の評価を確認し、提言の趣旨に沿った取組を行いました。</p> <p>続いて、検討資料1の12ページをご覧ください。</p> <p>第14条 財政運営では、市長は、予算編成に当たり、総合計画や行政評価の結果などを反映させ、将来的な見通しに立った健全な財政運営に努めなければならないと定めています。</p> <p>また、財政状況や予算・決算に関わる情報をわかりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めなければならないと定めています。</p> <p>「令和3年9月 提言内容」は、市がまちづくりを進めるに当たり、市民が安心できるような財政運営が重要であり、将来にわたって市民の負担となることが生じた場合は、市民の理解と協力を得ながら進める必要があるとなっています。</p> <p>次に、「主な取組事例」のうち、提言を踏まえた市の取組として、財政状況の情報公開などを行いました。</p> <p>別添資料1-18をご覧ください。</p> <p>広報えべつに掲載した決算概要の記事です。</p> <p>別添資料1-19をご覧ください。</p> <p>庁舎建設の計画策定に当たり、アンケート、審議会、ワークショップ、市民説明会、意見公募などの経過です。資料のようにホームページで公開しています。</p> <p>検討資料1の12ページにお戻りください。</p> <p>「主な取組事例」のうち、その他の取組事例として記載の別添資料1-17は、第13条でご説明した「絵で見る江別市予算案」です。</p> <p>第14条に関するアンケート項目はありません。</p> <p>「市の自己評価」としては、多額の費用が見込まれる本庁舎建設計画等の策定に際し、市民の意見が反映されるよう取り組んだほか、財政運営や予算・決算について、広報誌やホームページで公表するなど、提言の趣旨に沿った取組を行いました。</p>
藤本委員長	第13条について、質問や意見等ありますか。
小内委員	参考資料8「第7次江別市総合計画」の説明で、高校生Webアンケート調査とありますが、どのくらいの意見が集まったのですか。
事務局 (中住参事)	市内高等学校の全生徒を対象に、令和4年6月21日から7月5日までの間でアンケートを募り、744人の回答がありました。 設問は、江別市のイメージ、江別市の住みやすさについてなどがありました。
藤本委員長	結構な数をWebで把握したと評価できるのではないのでしょうか。 そのほか、意見等ありますか。
中井委員	第7次総合計画は、策定根拠に自治基本条例があることを明確にした点が、評価できます。また、新しく持続可能なまちづくりを謳っていることも評価ができると思います。策定過程でも、6次総計に比べて多くの市民との対話があったと認識しています。 ただ、目新しい施策があまりなかった。 また、世界とまでは言わないものの、日本や北海道の中の江別の位置付け、あるいは、江別市と札幌圏との関係が総合計画の中にあると、なおよかったと思います。
藤本委員長	第7次総合計画の策定については、きめ細かく、市民との対話を重ねられています。また、SDGsをはじめとした、環境意識、持続可能性の視点も盛り込まれ、さらに、当委員会に関係することとしては、自治基本条例との関係が明確になっており、中井委

<p>藤本委員長</p>	<p>員からの評価に繋がったと理解しました。 惜しむらくは、江別市のことに止まらず、周辺市町村、例えば北海道の中の江別、札幌圏における江別という、他市町村との連携やネットワークというニュアンスが、もう少し込められていたらよりよかったという意見がありました。 そのほか、総合計画について質問・意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>次に第14条 財政運営について、参考資料1「条文と解説」13ページなども参照のうえ、意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>事務局 (工藤主査)</p>	<p>今後、気づいたことがあれば、その段階で意見をいただきたいと思います。 続いて、第15条「行政評価」について説明願います。</p> <p>検討資料1の13ページをご覧ください。 第15条 行政評価では、効果的、効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その過程や結果をわかりやすく市民に公表することを定めるとともに、外部評価の仕組みの整備に努めることを定めています。 第15条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はありません。 次に、主な取組事例について、別添資料1-20をご覧ください。 行政評価の一環として行う事務事業評価の一例です。 予算案の段階では、予算に基づく改革版を作成、決算時には、事業実績結果を踏まえた評価版を作成し、PDCAサイクルにより事業効果・費用対効果の向上を図るとともに、これらを公開して市の施策に対する透明性、市民理解を高めようとするものです。資料は、自治基本条例関連事業の評価版です。 検討資料1の13ページにお戻りください。 第15条に関するアンケート項目、市の自己評価はありません。 続いて、検討資料1の14ページをご覧ください。 第16条 政策法務では、市は自主的な政策を進める上で必要に応じて、条例、規則等の制定や改廃を行うとともに、法令等の調査研究を行い、主体的で適正な法解釈と運用に努めることを定めています。 「令和3年9月 提言内容」は、政策法務は、地域の实情に合ったまちづくりや課題解決を行うためのもので、自治基本条例は、その進化した形であるといえることから、今後も充実していくべきとなっています。 次に、「主な取組事例」ですが、提言を踏まえた取組として、職員の法制執務能力及び政策法務能力の向上を図るため、政策法務(基礎)研修のほか、記載の研修を実施しました。 第16条に関するアンケート項目はありません。 「市の自己評価」は、職員の政策法務に係る能力向上のための研修を実施しており、今後も継続していく必要があると考えます。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>第15条に関して、私も市の審議会のいくつかに参加していますが、計画を立てるときから数値目標や将来目標を定めて、毎年度、その達成状況を数値で評価するという取組が、かなり浸透してきているように見受けられます。 参考資料1「条文と解説」14ページも参照のうえ、意見、質問等ありますか。</p>

中井委員	この別添資料1-20で提示されている事務事業評価は、どのように公表されているのでしょうか。
事務局 (中住参事)	事務事業評価は、毎年の予算・決算に合わせて、市のホームページで公表しています。
藤本委員長	そのほか、第15条について何かありますか。 (なし)
藤本委員長	第16条 政策法務について、参考資料1「条文と解説」の14ページも含めて、質問、意見等ありますか。 (なし)
藤本委員長	それでは第17条「危機管理・防災」以降について説明願います。
事務局 (工藤主査)	<p>検討資料1の15ページをご覧ください。</p> <p>第17条 危機管理・防災では、市長等は、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な対策を実行できる体制整備に努めること。また、防災知識の向上を図るほか、関係機関との連携・協力を努めなければならないものと定めています。</p> <p>第17条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はありません。主な取組事例ですが、別添資料1-21をご覧ください。</p> <p>令和6年8月3日に実施した総合防災訓練の周知用チラシです。当日は1,700名の参加がありました。</p> <p>別添資料1-22をご覧ください。</p> <p>地域連携避難所運営訓練のホームページによる周知の例です。</p> <p>地域連携避難所運営訓練は、災害発生時の避難に関する全般的な訓練を行うもので、市内3地区でローテーションしながら実施していきます。</p> <p>別添資料1-23をご覧ください。</p> <p>災害情報の提供を行う江別市LINE公式アカウントの周知用チラシです。</p> <p>参考資料7アンケート結果の13ページをご覧ください。</p> <p>問27 市民の防災意識の向上や災害弱者への支援に関し、市と自治会等の連携に必要なことの設問への回答として、「高齢者や障がい者など支援を必要とする方の情報を共有する」が50.6%で最も高く、次いで「災害等を想定し、市と自治会等で役割を分担する」が30.9%、「防災・減災に関する出前講座を実施する」が27.5%という結果となっています。</p> <p>検討資料1の15ページにお戻りください。</p> <p>第17条に関する市の自己評価はありません。</p> <p>続いて、検討資料1の16ページをご覧ください。</p> <p>第18条 行政手続では、市長等は、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図るため、処分・行政指導等に関する手続きを定めるとしています。</p> <p>第19条 外部監査では、市は、適正で効率的な行政運営確保のため、必要に応じて、外部の監査人や第三者機関などによる監査が実施できると定めています。</p> <p>第20条 公益通報では、市長等は、市政の公正な運営のため、通報した職員等が不利益を受けないよう適切な措置を講ずるよう努めることを定めています。</p> <p>第18条から第20条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はあり</p>

	<p>ません。</p> <p>「主な取組事例」ですが、別添資料1-24をご覧ください。</p> <p>第18条に関し、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るために制定した江別市行政手続条例の条文です。</p> <p>別添資料1-25をご覧ください。</p> <p>第20条に関し、公益通報制度をホームページで周知している例です。</p> <p>検討資料1の16ページにお戻りください。</p> <p>第18条から第20条に関するアンケート、市の評価は、ともにありません。</p>
藤本委員長	<p>第17条「危機管理・防災」から検討していきたいと思います。</p> <p>事務局の説明のうち、アンケートの問27は、市民の防災意識を把握するために、何が必要かという観点で、「市が、自治会等と連携を図るためにはどのようなことが必要か」という設問を、今回(令和6年度)から新しく加えたものです。</p> <p>このことも踏まえ、委員の皆さんから質問、意見等ありますか。</p>
星副委員長	<p>近年、異常気象による災害が非常に多くなってきているので、前回(令和2年度)までのアンケートでは無かった、問27が必要になったと理解します。</p> <p>問27の選択肢中、「高齢者や障がい者の支援を必要とする方の情報を共有する」が最多となっており、自治会に入っていない方やSNSを見ることのできない方など、情報弱者の人たちのケアを考えていかなければならないと思います。</p> <p>この結果を受けて、具体的な方法を考えていかなければならないと思いました。</p>
藤本委員長	<p>ホームページやSNSでは情報が伝わりにくい方に、どのように情報を伝えていくか、あるいはどのようにフォローアップしていくかが、今後ますます重要になるとの意見でした。</p> <p>具体的な情報発信の手法は、担当部署が考えることかもしれませんが、この委員会としては、情報発信のあり方や何に重きを置くかという視点が重要になるということは、当委員会の提言に盛り込んでも良いのかなと感じています。</p> <p>そのほか、危機管理・防災について意見、質問等ありますか。</p>
小内委員	<p>第17条 危機管理・防災に関する「主な取組事例」として記載の、避難所運営マニュアルの作成ですが、災害の際の避難所運営においてよく聞くのは、女性への配慮が足りないという意見です。</p> <p>避難所運営マニュアルの作成にあたり、この点は考慮されたのでしょうか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>近年、災害対応の現場では、女性の視点を取り入れる必要性が言われています。</p> <p>市の避難所運営マニュアルや男女共同参画基本計画では、女性だけではなく多様なニーズに配慮する必要性が明記されており、訓練の中でも、これに基づいた配慮がなされているものと考えます。</p>
藤本委員長	<p>性別や弱い立場など、制約のある方への配慮は必要です。</p> <p>最近、災害時のメンタルケアの重要性も言われていますので、しっかり対応できる体制が望ましいと考えます。</p> <p>そのほか、第17条に関して意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>それでは次に、第18条から第20条までの、「行政手続」「外部監査」「公益通報」につ</p>

	<p>いて、参考資料1「条文と解説」の15、16ページの解説も踏まえて、質問、意見等ありますか。</p>
小内委員	<p>最近、公益通報に関する報道を見聞きするため、気になっています。検討資料1の16ページの「主な取組事例」には、公益通報の受付窓口を設置との記載がありますが、窓口の担当についてお聞きします。</p>
事務局 (中住参事)	<p>別添資料1-25にも記載のとおり、窓口は市職員(総務部総務課)が担当しています。実務にあたっては、公務員に課せられている守秘義務を遵守することに加え、公益通報という事務の性質上、細心の注意を払いながら窓口業務にあたることとしています。</p>
小内委員	<p>特別な研修などを受けた方が、受付をしているのでしょうか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>研修については把握しておりませんが、窓口担当を務めるために必要となる資格等はないものと承知しています。また、公益通報の件数は少ないと聞いています。</p>
藤本委員長	<p>公益通報に関して、小内委員は何か気にかかることがありますか。</p>
小内委員	<p>最近の報道では、通報者が組織から糾弾されたことがあったようで、こうしたことを危惧しています。 市が受け付ける件数は少ないのかもしれませんが、なぜ少ないかの判断は難しいと感じました。</p>
藤本委員長	<p>当委員会の提言に盛り込むべきものがあると考えますか。</p>
小内委員	<p>窓口を設置しただけでは、公益通報がうまく機能しないところもあって、どうしても内部告発というと、告発者が悪者になるというイメージがあるので、権利として行使できる形を整える必要があるのではないかと思います。</p>
藤本委員長	<p>そのほか、第18条から第20条までで意見等ありますか。</p>
中井委員	<p>公益通報については、小内委員の発言のとおり、体制をしっかりしていかなければならないと感じます。 確認ですが、公益通報について、外部から職員のことを通報する方法はありますか。</p>
事務局 (中住参事)	<p>別添資料1-25にも記載がありますが、公益通報には2種類あります。 1つは、行政機関として、民間企業等の労働者から、その労働者が所属する組織に対する通報を受けるもの。 もう1つは、一事業者としての市役所に対する、市職員からの内部告発としての通報。 それぞれ公益通報となるための要件があり、前者(外部の労働者からの通報)については、法律違反が生じている、もしくは生じようとしている場合が公益通報に該当します。後者(市職員からの内部告発)については、法令違反の他、市民の信頼を損なう行為も公益通報に該当します。 こうした要件を満たさない通報は、公益通報には該当しません。</p>
藤本委員長	<p>公益通報には、法令違反の有無などの要件があること、また、外部からの通報と内部告発の二通りのルートがあるとの説明でした。</p>

中井委員	中井委員、今の説明でよろしいですか。
藤本委員長	わかりました。
藤本委員長	ほかに第18条から第20条までで、何か意見、質問等ありますか。 (なし)
事務局 (工藤主査)	次に、第21条について説明願います。 検討資料1の17ページをご覧ください。 「第6章 情報共有の推進」のうち、第21条 情報共有では、市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、わかりやすい情報提供とともに、制度・体制の充実に努めると定めています。 また、市民からの意見、要望等に誠実に対応するとともに、必要に応じて対応状況を公表すること、まちづくりに関する情報収集に努めることを定めています。 令和2年度に設置した検討委員会からの提言は、ホームページやSNSなど、多様な手段による情報伝達の取組により、若い世代でも情報を受け取れる仕組みになりつつある。一方で、アンケートでは、およそ8割が広報誌から情報を得ると回答しており、広報誌をすべての市民に行き渡るようさらなる努力が必要。 また、緊急時の情報発信を工夫、行政情報のオープンデータ化による活用が望ましいとなっております。 次に、「主な取組事例」のうち、提言を踏まえた市の取組ですが、別添資料1-26をご覧ください。LINE公式アカウントから広報誌の内容を発信している例です。 別添資料1-27をご覧ください。 ホームページで公表している広報えべつ の配布施設一覧です。裏面に記載の枠で囲った10施設は、令和3年9月以降、新たに追加した配布先です。 別添資料1-28をご覧ください。 テレビ放送を活用した地デジ広報サービスの例で、テレビリモコンのdボタンを使用して、市からのお知らせを見ることができます。 別添資料1-29をご覧ください。 1枚目は、オープンデータの取組例で、ホームページ上にライブラリを開設し、市が保有するデータの一部を公開しています。2枚目には、同じく、オープンデータに関する取組として、市の統計書の公表例を掲載しています。 検討資料1の17ページにお戻りください。 「主な取組事例」中、その他の取組事例には記載のものがありません。 次に、第21条に関するアンケートですが、参考資料7の11ページをご覧ください。 問24 江別市からのお知らせを入手する手段を尋ねる設問に対し、最も多い回答は、「広報えべつ」の86.8%、次いで「自治会回覧」が39.1%、「新聞」が21.3%と続き、令和2年度のアンケート結果と同様の傾向となっております。 12ページをご覧ください。 問25 まちづくりに関する情報を得やすくするために必要なことを尋ねる設問に対し、「広報えべつの内容を充実させる」との回答が51.5%と最も多く、次いで「まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する」が41.0%、「まちづくりに関する情報を集めたホームページを作成する」が20.6%、「パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす」が20.4%となっております。この順番は、令和2年度のアンケート結果と同じです。 問26 市のホームページや広報紙がわかりやすい内容となっているかを尋ねる設問

	<p>ですが、まず、(1)広報誌については、わかりやすいと「思う」が53.9%、「思わない」が11.2%となっています。</p> <p>次に、(2)ホームページについては、わかりやすいと「思う」が20.1%、「思わない」が16.5%となっています。</p> <p>広報誌、ホームページともに、令和2年度のアンケート結果と比較すると、わかりやすいと思う割合が低下していますが、令和2年度は、広報紙とアンケートを合わせて、わかりやすさを尋ねる設問としていたため、単純に比較はできません。</p> <p>また、令和6年度のアンケート結果では、広報誌とホームページを比べると、ホームページのわかりやすさが低い結果となりました。</p> <p>検討資料1の18ページにお戻りください。</p> <p>「市の自己評価」ですが、情報発信について、広報誌の配置箇所を増設したほか、LINEの防災情報カテゴリーの設定や、テレビ放送を活用した広報サービスの導入により、災害時の情報発信の充実に努めました。</p> <p>また、行政情報のオープンデータについては、順次公開を進めるなど、提言の趣旨に沿った取組を行いました。</p>
藤本委員長	<p>第21条 情報共有について、検討資料1の17及び18ページに沿って、アンケート結果も含めた説明がありました。</p> <p>内容的には次の第22条とも共通する部分があるかと思いますが、まずは第21条について意見、質問等ありますか。</p>
中井委員	<p>市民の立場から言うと、市の情報提供が多すぎて、どれを見ていいのかわからないというのが正直なところです。</p> <p>もう少し、焦点や対象を絞った情報提供の仕方があるのではないかと考えます。</p> <p>検討資料1の17ページ「主な取組事例」に記載のとおり、広報誌以外の情報提供が次々と増えていますが、このうち私が利用しているものは、せいぜい広報誌とホームページだけだと思います。</p> <p>市からのお知らせを広報誌に頼っている人が多いことも理解できます。</p> <p>ですから、たくさん取組は認めますが、市民が、もう少し何を見ればいいのかわかりやすく、整理したほうがいいと思います。</p> <p>もう一つは、市の広報誌は掲載する締め切りが1か月前で、そのため、ホームページにあるような、直近のトピックスみたいなものは載せられないと聞いていますので、この点を工夫できないかと思っています。</p> <p>アンケート結果から、広報誌の需要が高いのであれば、なるべく新しい情報を載せられるようにしたほうがいいと思います。</p>
藤本委員長	<p>一つ目としては、情報発信の手段、また、情報量が多すぎるのではないかという意見ですが、これについては、市の担当部署では、頭を悩ませているものと思います。</p> <p>情報が少なければ怒られ、多くても怒られ、詳しく書きすぎるとわかりにくいと怒られ、簡単すぎると通じないと怒られ、何が正解か難しいテーマです。</p> <p>二つ目として、広報誌に直前の情報を掲載することですが、確かに現状では、広報誌を情報源としている方が多いという事実はあるものの、印刷物に即時的情報を掲載することには、技術的なハードルがあるように思います。</p> <p>今は、情報化、デジタル化、DXに向かう過渡期なので、今後に向けては、中井委員の指摘は、的を射たものと思いますが、過渡期の中の担当者には、苦悩があるものと推測します。</p> <p>情報発信の手段に関しては、私も情報政策や情報発信の仕事に関わっており、その立場から申し上げると、様々な手段が整ってきたと思います。</p>

	<p>ただ、江別市では、こうした手段、例えば、ホームページやLINE、インスタグラムなど、個々の手段に、どうやってアクセスさせるかという誘導の仕方が、まだ十分ではないかかもしれないと考えています。</p> <p>工藤委員にお尋ねしますが、スマートフォンは、積極的に使っていますか。</p>
工藤委員	はい。
藤本委員長	スマートフォンで、例えば市の観光情報、イベント情報、行政情報、災害情報などを自分から見るとはありますか。
工藤委員	<p>市にメール登録しているので、災害情報は入ってきます。</p> <p>そのほか、自分の所属団体でチャットやスケジュール管理が行えるLINEWORKSも活用していますし、市内の自治会でも情報化を進めているところもあります。</p> <p>情報化が進んでいる中で、できないとあきらめるのではなく、取り組もうとする姿勢や、取り組んでもらえるような工夫が大切だと思います。</p>
藤本委員長	<p>工藤委員のように情報をみずから取りに行く方が増えると、情報が共有しやすくなると思う一方、使い慣れてない方には敷居が高いのも事実だと思います。</p> <p>江別市には北海道情報大学があるので、例えば、学生による、スマートフォンの使い方教室とか、出前講座のようなものも考えられるかもしれません。</p> <p>本間委員、学生の立場として意見はありますか。</p>
本間委員	<p>私も色々とSNSを活用していますが、江別市のLINE公式アカウントを使用すると、そこに色々な情報が流れてくるから、わかりにくいときがあります。</p> <p>緊急情報の通知だけを取りたい場合に、興味のないイベントの情報が流れてきたら、結局、通知を止めてしまうことがあります。</p> <p>なので、活用するなら活用するなりに、中井委員がおっしゃったようにある一定の年齢層に絞るのも一つの手段で、私としては、無理に高齢者にSNSを教えるという手間をとらなくてもいいと思います。</p> <p>例えば自治会にSNSができる人がいれば、その人たちが高齢者に情報提供できればいいと思います。それは江別市が主導するのではなく、自治会単位で取り組んでもらえばできるのではないかと思います。</p> <p>それに関連して、参考資料7アンケート結果の問25で、「まちづくりに関する情報を得やすくするために何が必要だと思いますか」という設問の選択肢にSNSのことがありません。</p> <p>もう少し、リサーチとマーケティングの段階から、検討する必要があると思いました。</p>
藤本委員長	<p>アンケートの反映については、4年後の検討に向けた反省として、受けとめたいと思います。</p> <p>また、高齢者や情報弱者と言われる方がスマートフォンを駆使できるようするよりは、情報をつかめる人が、周囲の方々に情報をうまく伝達できるように取り組むほうが良いとの意見は、コミュニケーションを取る姿こそが市民協働・市民自治に繋がるという思いで、聞かせてもらいました。</p> <p>しかし、実際に自治会、高齢者世帯と情報収集に長けた若い人たちが繋がっている状況というのは、レアケースと思います。</p> <p>石垣委員はどのように考えますか。</p>
石垣委員	情報発信や収集に関する手段だとか方法は、現在は過渡期でいろんなものが広が

<p>藤本委員長</p>	<p>っていますが、いずれは自然に集約されていくと思います。 実は今、江別市自治連絡協議会のホームページを変更しており、近くその研修会を行うことになっていますが、多くの自治会では、デジタル化の方向性が定まっておらず困っている状況です。 私が所属している自治会では、まずは情報管理も含めて、どうするかという方針を考え、その上で、できるところから広げていくことを考えています。 そのほか、現在、広報誌は毎月1回自治会に送られてきて、1人10世帯程度を受け持つ班長がそれぞれ配布しています。 多くの場合、世帯に配布するときに自治会の広報も一緒に入れて配布していますから、必ずしも発行日にすぐ配布されることはありません。 例えば、広報誌に発行日から1週間後の告知記事が掲載されていても、事後の配布となり、困ってしまうこともあります。 そういう意味では、情報の取捨選択が必要な時で、過渡期にあると理解しています。</p> <p>江別市では情報化に向けたガイドラインが策定されていたと思いますが、事務局で確認できますか。</p>
<p>事務局 (中住参事)</p>	<p>DXに関する推進方針を策定しております。</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>市の推進方針はあっても、まちづくりの基本単位である自治会にどのように落とし込んで、どう進めるかというガイドラインやロードマップといったものはないので、やれるところからやるという自治会と、手を出すことができない自治会が、混在している状況なのかもしれません。 直ちに、解決策が見つかるものではありませんが、情報共有は、世の中の情報化、デジタル化の流れを意識しながら、それについていける取組が今後必要ではないかと感じています。 そのほか、ご意見等ありますか。</p>
<p>工藤委員</p>	<p>情報化もすごく大事ですが、先ほど本間委員の意見にもあったとおり、自治会という組織が大事になってくると思いますので、情報化が進むことによって自治会が取り残されないようにしていかなければならないと思います。 自治会の中には、情報化についていける方とついていけない方がいるので、情報弱者と言われる方についても考えながら進めてもらいたいと思います。</p>
<p>小内委員</p>	<p>江別市の自治会の加入率は、6割台に入っていると思いますが、これは良い方で、他市では、5割を切っている地域もあると聞きます。 こうした流れはなかなか止められないと思います。 広報誌は、手元にくると、時間があれば自然に見ることが多い媒体で、このような効果は捨てがたいと思います。 ただ、配布方法は、再考してもいい段階にあるのではないかと思います。 全国的には様々な方法があり、自治会を通さないで配布している地域もあると聞きます。 自治会を通さないで配布すると、自治会に入る補助金が減るといった問題もあるかもしれませんが、例えば、補助金とは別の報酬を出すことで委託して配布するとか、シルバー人材センターを活用する方法もあると聞きます。 江別市はまだ、自治会が頑張っていると思いますが、これから厳しくなると思うので、別の配布方法を検討してもいい時期にあるのではと思います。</p>

<p>藤本委員長</p>	<p>自治会という地域の基本単位を生かしながら、従来のやり方に工夫を加えて、情報がしっかりと届く仕組みについて意見がありましたが、最終的には人と人とのつながりですから、それらを醸成できる仕組みづくりが必要と思います。</p> <p>そのほかご意見等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>藤本委員長</p>	<p>第22条、第23条について説明願います。</p>
<p>事務局 (工藤主査)</p>	<p>検討資料1の19ページをご覧ください。</p> <p>第22条 情報公開では、市は市民の知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開すると定めています。</p> <p>第22条に関して、令和2年度に設置した検討委員会からの提言はありません。「主な取組事例」ですが、別添資料1-30をご覧ください。</p> <p>審議会等の公開に関して、令和6年5月10日に実施した当委員会の開催結果をホームページで公表している例です。</p> <p>参考資料7 アンケート結果の13ページをご覧ください。</p> <p>問28 (1)情報公開制度の認知度に関する設問について、制度を「知っている」とする回答は55.9%、「知らない」は39.2%となりました。</p> <p>令和2年度のアンケート結果では、「知っている」が58.4%、「知らない」が、38.5%となっており、比較すると若干減少しています。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>問29 江別市の情報公開の水準に関する設問については、「十分に公開している」、「どちらかといえば公開している」という回答を合わせると、36.5%となりました。</p> <p>令和2年度のアンケート結果では、設問が若干異なっていますが、「適正に公開している」、「まあまあ公開している」という回答を合わせると、38.5%となっており、比較すると若干減少しています。</p> <p>検討資料1の19ページにお戻りください。</p> <p>第22条に関する市の自己評価はありません。</p> <p>検討資料1の20ページをご覧ください。</p> <p>第23条 個人情報の保護では、市は個人情報の取扱いを適正に行うとともに、開示請求等に適切な対処を講じなければならないと定めています。</p> <p>「令和3年9月 提言内容」は、個人情報の管理については、特にデジタル化された情報管理は、セキュリティ対策等十分な対応が必要となっています。</p> <p>「主な取組事例」ですが、提言を踏まえた市の取組として、研修の充実、その他の取組事例として、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を行いました。</p> <p>別添資料1-31をご覧ください。</p> <p>江別市個人情報の保護に関する法律施行条例の全文です。条例の趣旨は、個人情報保護の施行に必要な事項を定めるとなっています。</p> <p>参考資料7のアンケート結果の13ページをご覧ください。</p> <p>問28の(2)個人情報保護制度の認知度に関する設問について制度を「知っている」とする回答は65.8%、「知らない」が29.5%という結果となっています。</p> <p>令和2年度のアンケート結果では「知っている」が82.4%、「知らない」が14.7%となっており、比較すると認知度の割合は減少しています。</p> <p>続いて14ページをご覧ください。</p> <p>問30 個人情報の保護に関して不安になることを尋ねる設問について、「企業からのダイレクトメール」とする回答が30.6%で最も多く、次いで「自治会等の会員名簿」が</p>

	<p>26.6%、「市税等納税通知書」が17.5%という結果となっています。</p> <p>なお、この設問は、今回(令和6年度)のアンケートから新たに設けた設問のため、令和2年度との比較データはありません。</p> <p>検討資料1の20ページにお戻りください。</p> <p>「市の自己評価」は、研修により職員の意識の向上を図るほか、インターネット利用におけるセキュリティ対策に努めるなど、提言に沿った取組を行いました。</p>
藤本委員長	<p>第22条情報公開について質問、意見等ありますか。</p>
中井委員	<p>実際に情報公開制度を利用したことがありますが、非常に制約が多いと感じます。</p> <p>利用者が満足できるような資料が公開されない場合、異議申し立てをすることになりますが、この際の対応も不親切でした。</p>
藤本委員長	<p>情報公開条例に関しては、制度の使い勝手や、情報公開を請求しても例えばプライバシーに関わることや、他者の利益や権利を侵害することになるものなどは、開示できないこと、また、開示請求が却下されてしまうなどの指摘があります。</p> <p>こうした指摘は、江別市に限らず、よくあることだと思いますが、もう少し制度の仕組みや使いやすさが改善されて市民に伝わると良いと私も思っています。</p> <p>そのほか、情報公開について意見、質問等ありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>次に第23条 個人情報の保護ですが、個人情報保護法が改正されるたびに、規定が厳しくなっていており、個人情報、あるいは個人を特定できる情報の保護とともに、誹謗中傷などに関するペナルティも厳しくなっているように感じます。</p> <p>個人情報の保護について意見、質問等ありますか。</p>
成田委員	<p>個人情報の保護については、手厚く保護されていると思います。</p> <p>私の場合、職務上、DVの案件などは、特に注意しなければなりません。こうした案件では、個人情報の保護は、有効に機能していると思います。</p> <p>個人情報保護に関するアンケートでは、問28(2)個人情報保護制度の認知度について、「知っている」と答えている方がR2年度に比して大きく減少しています。</p> <p>これは何か原因があるのか、気になりました。</p>
藤本委員長	<p>問28(2)は、選択肢は令和2年度のアンケートと同じで、それぞれ十分な回答者のサンプルがいる中で、「知っている」は17ポイント下がり、「知らない」は15ポイント増えています。何か理由があるのでしょうか。</p> <p>事務局で、思い当たる理由はありますか。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>事務局でも、数値の変化はイレギュラーだと考え、平成28年に行った同様のアンケートを確認したところ、「知っている」との回答は80%を超えていました。</p> <p>情報公開に関連する当時の社会的な事象を思い起こすと、平成28年はマイナンバー制度がスタートした時期、令和2年はマイナポイントなどの普及促進策が始まった時期に重なります。推測になりますが、この時期はマイナンバーに関連して、個人情報保護に対する関心が高かったのではないかと考えます。</p>
藤本委員長	<p>令和2年度のアンケートは、マイナンバーカードやこれに関連して個人情報の保守、秘匿に関する報道が大量に出回り、世の中関心が高まった状況の中での実施となり、</p>

	<p>認知度が高い結果がとなったと考えると、今回(令和6年度)が平常値なのかもしれません。</p> <p>第23条については、令和2年度に設置された検討委員会と同様に、当委員会においても、最終的な提言に何らかの表現を盛り込む必要があるものと考えます。</p> <p>もう少し踏み込んで言うと、“さらに”、“これまで以上に”といった言葉が必要かもしれないということです。</p> <p>デジタル化が進む社会状況を踏まえると、個人情報や自己情報の管理について、市民が安全、安心できるように、セキュリティ対策や漏えい防止についての十分な対応が必要になると思います。</p> <p>そのほか、各委員の意見等ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>全体を通じて本日の議題に関連して、追加で確認したいことはありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>それでは、本日の審議は以上で終了します。</p> <p>次第3「その他」について委員からありますか。</p> <p>(なし)</p>
藤本委員長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>日程について、第4回自治基本条例検討委員会は10月2日(水)午前に野幌公民館で開催いたします。</p> <p>9月30日(月)までに出席の連絡をお願いします。</p>
藤本委員長	<p>以上で、第3回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。</p>

以上